

雇児発 0531 第 1 号
平成 29 年 5 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」の一部改正について

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所入所手続き等に関しましては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」（平成 8 年 3 月 27 日児発第 275 号厚生省児童家庭局長通知）により取り扱われているところですが、保護者が妊娠中の時期に開始している実態がみられることにかんがみ、今般、本通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知致します。

貴課におかれましては、下記内容について十分御了知の上、保育所入所手続き等においてご留意いただきますようお願いいたします。また、都道府県保育担当課におかれましては、管内市町村保育担当課（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。